

リスク管理

日常生活に必要な公共サービスの提供は、これまでは国や自治体が担うものとされてきたが、近年、郵政民営化など官から民への流れが加速している。地方自治体においても民間資金を活用した社会資本整備(PFI)法の制定や地方自治法の改正による指定管理者制度の導入など、民間活力の導入が積極的に行われるようになってきている。

公共サービスの民間委託や民営化に際しては、官民のリスク分担と公共サービスを提供する際のリスクマネジメントを徹底して行うことが必須条件である。近年導入が盛んなPFI事業では、第三セクター事業の破綻など従前の民活事業の反省を踏まえ、詳細な官民リスク分担とリスク対応策

リスクマネジメント

ABC

公共サービスへの民間活力導入

わが国における主な官から民への流れ

85年	日本電信電話公社民営化、日本専売公社民営化
86年	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(民活法)
87年	国鉄分割民営化
99年	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)
03年	独立行政法人通則法
06年	地方自治法の一部改正(指定管理者制度)
06年	郵政民営化関連6法

適切なモニタリングを

が契約条件として規定されている。しかしながら、厳密なリスク管理を行っているのはPFI事業において、施工ミスによる天井の落下事故や採算性の低下による業務の停止など市民生活や市民の安全に影響を与えてしまっているケースもあり、民間活力の導入に際しては多面的なリスクの把握とリスク管理を行うことが必要である。

さらに、民間が提供する公共サービスの監視(モニタリング)の結果を民間企業にフィードバックすることも必要となる。具体的には、サービス水準が良好な場合のイ

リスクとしては、①公共サービスの中断リスク②利用者の安全確保リスク③サービス水準低下リスクが代表的なものである。これらのリスクをマネジメントしていくためには、民間にすべてを丸投げしてしまうのではなく、公共セクターが民間の業務について適切なモニタリングを実施することが最も重要であり、公共セクターの役割がサービスの監視主体となることである。

先般大きな社会問題となった耐震偽装の事件を例にとれば、民間に開放した建築確認業務を実施する企業のモニタリングを国が十分に実施しておらず、十分なペナルティの仕組みも設定されていなかったことから、民間が提供するサービス水準の低下に歯止めをかけることができなかったといえる。公共サービスへの民活導入に際しては、効率化メリットのみを追求するのではなく、民活により発生する市民生活へのリスクに対する管理体制の整備が重要である。(日本総合研究所)